

平成27年6月12日

各 位

会 社 名 株式会社エム・エイチ・グループ
本店所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目11番1号
代 表 者 代表取締役社長 佐藤 文彦
(コード番号) 9439
お問合せ先 取 締 役 小林 繁之
(T E L) 03-5411-7222

剣豪1号投資事業有限責任組合による当社株式に対する公開買付けの結果
並びに親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

剣豪集団株式会社を無限責任組合員、潤首有限公司を有限責任組合員とする剣豪1号投資事業有限責任組合（以下「公開買付者」といいます。）が平成27年5月18日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、平成27年6月12日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、平成27年6月23日付で、当社の親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主に異動が生じることとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より添付資料「株式会社エム・エイチ・グループ株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

II. 親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動について

1. 異動予定日

平成27年6月23日（本公開買付けの決済の開始日）

2. 異動が生じる経緯

当社は、公開買付者より、本公開買付けにおいては、応募株券等の総数（6,078,800株）が買付予定数の下限（5,757,500株）に達し、かつ、買付予定数の上限（5,757,500株）を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うこととなり、その結果、5,757,500株を買い付けることとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、平成27年6月23日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の総株主等の議決権に対する公開買付け者の所有する議決権の割合が50%を超えることとなるため、公開買付け者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することになります。

また、当社は、公開買付け者より、当社の主要株主である筆頭株主である青山洋一氏（以下「青山氏」といいます。）がその所有する当社の普通株式6,098,600株のうち5,757,500株について本公開買付けに応募し、前記あん分比例の方式により、青山氏より5,453,200株（当社の総株主等の議決権に対する議決権の割合48.12%（注））を取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、青山氏は、平成27年6月23日付で、当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなります。

（注） 後記「4. 異動の前後における当該株主の所有する議決権（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合（議決権所有割合）」の「（3）青山氏」の（注1）に記載のとおり、「当社の総株主等の議決権」の数を113,320個として計算し、また、小数点以下第三位を四捨五入しております。

3. 異動する株主の概要

（1）新たに親会社及び主要株主である筆頭株主となる株主の概要

（1）名称	剣豪1号投資事業有限責任組合	
（2）所在地	兵庫県神戸市中央区磯辺通三丁目2番17号	
（3）設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合	
（4）組成目的	投資先企業（当社を含みます。）の企業価値向上等を通して、組合員の財産を最大化することを目的とします。	
（5）組成日	平成27年4月7日	
（6）出資の総額	19.3億円	
（7）出資者・出資比率・出資者の概要	①潤首有限公司 67.36% 大連幸福家居世界有限公司（所在：中国料遼寧省大連市沙河口区51路105号）が海外での不動産開発や有価証券投資を主たる目的として平成24年6月に香港で設立した100%出資の投資子会社。 ②剣豪集団株式会社 32.64% 中国貿易を主な事業とする機械部品商社。日中間の部品・資材調達、日本企業の中国進出拠点となる工業団地の開発、M&Aコンサルティング等幅広い業務を展開。	
（8）業務執行組合員の概要	名称	剣豪集団株式会社
	所在地	兵庫県神戸市中央区磯辺通三丁目2番17号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 徐 芳萍
	事業内容	中国工場進出、中国市場進出の総合コンサルタント、各種機械部品等の中国調達
	資本金の額	45百万円
（9）当社との関係等	上場会社（役員・役員関係者・大株主を含む。）と当該ファンドの関係	当社と当該ファンドとの間には、記載すべき関係はありません。
	上場会社と業務執行組合員の関係	当社と業務執行組合員との間には、記載すべき関係はありません。

(2) 新たに親会社に該当することとなる株主の概要

(1) 名称	剣豪集团株式会社
(2) 所在地	兵庫県神戸市中央区磯辺通三丁目2番17号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 徐 芳萍
(4) 事業内容	中国工場進出、中国市場進出の総合コンサルタント、各種機械部品等の中国調達
(5) 資本金の額	45百万円
(6) 設立年月日	平成13年12月6日
(7) 純資産	△331百万円
(8) 総資産	1,179百万円
(9) 大株主及び持株比率	鄭 剣豪 58.33% 徐 芳萍 25.00% 徐 金林 16.67%
(10) 上場会社と当該株主との関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(注) 「持株比率」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(3) 主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当しなくなる株主の概要

(1) 氏名	青山 洋一
(2) 住所	東京都港区
(3) 当社との関係	取締役会長

※青山氏は、平成27年9月開催予定の当社の第26回定時株主総会終結の時に、当社取締役を退任する予定です。

4. 異動の前後における当該株主の所有する議決権（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合（議決権所有割合）

(1) 公開買付者

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 （平成27年3月31日現在）	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び 主要株主である筆頭株主	57,575個 (50.81%)	—	57,575個 (50.81%)	第1位

(2) 剣豪集団株式会社

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 （平成27年3月31日現在）	—	—	—	—	—
異動後	親会社（当社株式の間接保有）	—	57,575個 (50.81%)	57,575個 (50.81%)	—

(3) 青山氏

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 （平成27年3月31日現在）	主要株主である筆頭株主	60,986個 (53.82%)	—	60,986個 (53.82%)	第1位
異動後	—	6,454個 (5.70%)	—	6,454個 (5.70%)	第2位

(注1) 対象者は、平成27年4月16日付で第三者割当により自己株式（186,100株）を処分しており、また、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付けの対象としております。そのため、異動前及び異動後の「総株主の議決権の数に対する割合（議決権所有割合）」の計算においては、その分母を、当社の第26期第3四半期報告書（平成27年5月12日提出）に記載された平成27年3月31日現在の当社の発行済株式総数（11,332,100株）から、前記四半期報告書に記載された同日現在の対象者が保有する自己株式の数（186,148株）から対象者が上記のとおり平成27年4月16日付で処分した自己株式の数（186,100株）を控除して得られる自己株式の数（48株）を控除した株式数（11,332,052株）に係る議決権の数（113,320個）として計算しております。

(注2) 異動前及び異動後の「総株主の議決権の数に対する割合（議決権所有割合）」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

5. 開示対象となる非上場の親会社等

当社は、本公開買付けの結果、公開買付者及び剣豪集団株式会社を非上場の親会社として持つこととなりますが、意思決定及び事業活動に与える影響が最も大きいと考えられる剣豪集団株式会社が、当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

6. 今後の見通し

今後の見通しにつきましては、当社が平成27年5月15日付で公表した「剣豪1号投資事業有限責任組合による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」に記載の内容から変更ありません。なお、親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動が当社の業績に与える影響につきましては、今後公表すべき事象が生じた場合には速やかに開示いたします。

以上

(添付資料)

剣豪1号投資事業有限責任組合による平成27年6月12日付「株式会社エム・エイチ・グループ株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

平成 27 年 6 月 12 日

各 位

兵庫県神戸市中央区磯辺通三丁目 2 番 17 号
剣豪 1 号投資事業有限責任組合
無限責任組員 剣豪集団株式会社
代表取締役社長 徐 芳萍

株式会社エム・エイチ・グループ株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

剣豪 1 号投資事業有限責任組合（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 27 年 5 月 15 日に株式会社エム・エイチ・グループ（コード番号：9439、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）JASDAQ スタンダード市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 27 年 5 月 18 日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 27 年 6 月 12 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 対象者の名称

株式会社エム・エイチ・グループ

(2) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
5,757,500 (株)	5,757,500 (株)	5,757,500 (株)

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限 (5,757,500 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、応募株券等の総数が買付予定数の上限 (5,757,500 株) を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) 第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。) 第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(3) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 27 年 5 月 18 日 (月曜日) から平成 27 年 6 月 12 日 (金曜日) まで (20 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間 (以下「公開買付期間」といいます。) の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日) まで (30 営業日) となります。

(4) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金330円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数(6,078,800株)が買付予定数の下限(5,757,500株)に達し、かつ、買付予定数の上限(5,757,500株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成27年6月12日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	6,078,800株	5,757,500株
新株予約権証券	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株
株券等信託受益証券 ()	一株	一株
株券等預託証券 ()	一株	一株
合計	6,078,800株	5,757,500株
(潜在株券等の数の合計)	—	(一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	57,575個	(買付け等後における株券等所有割合 50.81%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 一%)
対象者の総株主の議決権の数	111,456個	

(注1) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の第26期第3四半期報告書(平成27年5月12日提出)に記載された平成27年3月31日現在の対象者の総株主の議決権の数です。但し、対象者は、平成

27年4月16日付で第三者割当により自己株式(186,100株)を処分しており、また、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付けの対象としております。そのため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、前記四半期報告書に記載された平成27年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(11,332,100株)から、前記四半期報告書に記載された同日現在の対象者が保有する自己株式の数(186,148株)から対象者が上記のとおり平成27年4月16日付で処分した自己株式の数(186,100株)を控除して得られる自己株式の数(48株)を控除した株式数(11,332,052株)に係る議決権の数(113,320個)として計算しております。

(注2) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数(6,078,800株)が買付予定数の上限(5,757,500株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとなりました。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなったため、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定しました。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

エイチ・エス証券株式会社

東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

住友不動産新宿オークタワー27階

② 決済の開始日

平成27年6月23日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日以降速やかに、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻すことにより返還します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付者が平成 27 年 5 月 15 日付で公表した「株式会社エム・エイチ・グループ株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

剣豪 1 号投資事業有限責任組合

(兵庫県神戸市中央区磯辺通三丁目 2 番 17 号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

以 上

お問い合わせ先：剣豪 1 号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 剣豪集団株式会社
常務執行役員 高嶋 正治 (TEL：078-262-6002 (代表))